

## 公共施設整備事業に関する費用負担等に関する協定書 (案)

大浜北町市有地活用事業（以下「本事業」という。）に関して、堺市（以下「甲」という。）と●●、●●及び●●を構成法人とし、●●を代表法人とするグループ（以下「乙」という。）との間で締結した「大浜北町市有地活用事業 基本協定書」（以下「基本協定」という。）第2条第10号に規定する、乙が本事業の一環として行う公共施設整備事業に関する費用負担等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、基本協定第2条に定めるとおりとする。

（甲が乙に発注する公共施設整備事業等の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる公共施設（公共施設に付属する設備、機器及び造作等の一切を含む。）の整備工事等の業務（一切の付帯業務を含む。）を本事業の一環として行う公共施設整備事業として発注し、乙はこれを受注した。なお、その業務の内容の詳細は業務水準による。

- (1) 南海堺市駅方面から大浜公園へ円滑にアクセスできる歩行者動線の一部となる歩行者通路の整備
- (2) 募集要項等記載の民間施設整備事業用地（以下「施設用地」という。）と堺旧港との間に位置する市道（大浜北町6号線・11号線）を跨ぎ堺旧港護岸を結ぶ連絡橋の整備
- (3) 施設用地に接する市道（大浜北町6号線・8号線・11号線）について、道路及び歩道の整備
- (4) 隣接民有地周辺の広場状緑地、国道26号沿道の緩衝緑地及び府道堺港線沿いの緩衝緑地を連担させた緑地の整備
- (5) 施設用地内にあるアスファルト舗装等の地上に残存するすべての既存構造物の撤去
- (6) 国道26号から市道大浜北町6号線に降りるための既存階段の改良
- (7) 公共下水道の整備
- (8) 第1号から第7号までの工事の工事監理

（工期）

第3条 公共施設整備事業に係る工期は、本協定締結日から平成●年●月●日までとして、乙は、同日までに前条の業務すべてを完成又は完了して、甲に対し、前条第(1)号から第(7)号までの各工事の成果物を引き渡さなければならない。

- 2 前項にかかわらず、乙は、甲から前条各号の各工事ごとに引き渡しを求められた場合は、完成後速やかに成果物を引き渡す。
- 3 乙は、甲又は国への各工事の成果物の引き渡しに当たり、確定測量、竣工図書作成等引き渡しに必要な業務を適切に実施しなければならない。

(各契約書の条項の適用等)

第4条 本協定に別段の定めがある場合を除き、公共施設整備事業のうち、設計業務に対し本協定添付別紙1「業務委託契約条項」(以下「業務委託契約条項」という。)、施工業務に対し本協定添付別紙2「工事請負契約条項」(以下「工事請負契約条項」という。)、工事監理業務に対し別紙3「工事監理業務委託契約条項」(以下「工事監理業務委託契約条項」という。)を適用する。

- 2 前項記載の各契約条項中、発注者とあるのを甲と、受注者とあるのを乙と読み替える。
- 3 業務委託契約条項中「設計図書」、工事請負契約条項中「設計図書」及び工事監理業務委託契約条項中「工事監理業務委託仕様書」とあるのは「業務水準」と読み替える。
- 4 基本協定第9条、第10条及び第12条は、本協定に準用する。

(業務委託契約条項)

第5条 業務委託契約条項のうち、第1条第2項、第10項及び第11項、第4条、第14条の2、第18条から第25条、第29条から第32条、並びに第34条から第49条の各規定は適用しない。

- 2 甲が監督員を置かないときは、業務委託契約条項中、監督員の権限とされているものは甲が有する。

(工事請負契約条項)

第6条 工事請負契約条項のうち、第1条第2項、第10項及び第11項、第12条の2、第17条、第33条から第35条、第39条から第41条、第44条、第50条、第52条及び第53条の規定は適用しない。

- 2 甲が監督員を置かないときは、工事請負契約条項中、監督員の権限とされているものは甲が有する。
- 3 工事請負契約条項のうち、第3条は●、第4条は●、及び第23条は●をそれぞれ適用する。
- 4 工事請負契約条項のうち、第3条の●、第4条の●、第18条から第24条、第28条から第32条、第42条、第43条、第45条から第49条及び第51条の各規定は公共施設整備事業全体に適用する。この場合、「請負代金額」とあるのは「公共施設整備事業に係る対価の額」と、「工事」は「公共施設整備事業」と読み替え、第28条第4項及び第5項の「工事目的物」には「設計業務の出来形部分」、「建設機械器具」には「調査機械器具」をそれぞれ含むものとし、第42条第2項の瑕疵担保の期間は3年以内とする。

ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 5 甲は、乙又は乙の構成法人が工事請負契約条項第45条第2項と基本協定第12条第2項のいずれにも該当した場合には、いずれかの条項を選択して適用しなければならない。

(工事監理業務委託契約条項)

第7条 工事監理業務委託契約条項のうち、第1条第2項、第9項及び第10項、第4条、

第10条の2、第14条から第21条、第24条、第29条から第39条の各規定は適用しない。

- 2 甲が監督員を置かないときは、業務委託契約条項中、監督員の権限とされているものは甲が有する。
- 3 甲は、乙に対し、工事監理業務委託契約条項第7条第1項にかかわらず、乙が第2条第(8)号の工事監理業務を株式会社●（本店所在地：・・・、以下「工事監理協力法人」という。）に一括して委託することを認める。
- 4 乙は、工事監理協力法人をして、本協定を遵守させる。
- 5 工事監理協力法人が前項の工事監理業務を第三者に再委託しようとするときは、工事監理業務委託契約条項第7条を適用する。この場合、同条に発注者とあるのを甲と、受注者とあるのを工事監理協力法人と読み替える。ただし、工事監理協力法人が委託した第三者によるさらなる第三者への再々委託は認めない。

（事業用地等に関する調査等）

第8条 乙は、甲との間にて合意した日程に従い、事業用地について、自らの責任と費用負担において、公共施設整備事業を実施するために必要と判断した測量調査、埋蔵文化財その他の地中埋設物及び地中障害物に関する調査、地盤及び地質調査、土壌汚染調査及び周辺環境への影響調査等（以下「調査等」という。）を行う。

- 2 乙が調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは当該調査等に係る報告書を作成し、甲に提出して、その確認を受けなければならない。
- 3 甲は、事業用地において、埋蔵文化財、地中障害物や地盤又は地質に係る瑕疵等公共施設整備事業を本協定に従って履行するに当たり支障となる事情があることが判明した場合であっても、本協定に特に規定された場合を除き追加費用や損害等について何らの負担もしない。
- 4 甲は、甲が乙に対し本協定締結までに提供し、また今後提供することがある、事業用地に関する情報に関し、責任を負担しない。

（重大な支障を生じる地中障害物に関する特則）

第9条 前条第3項に関わらず、前条第1項の調査等により、本事業と同種同規模の事業を請け負う事業者が通常予見できない本事業の実施にあたって重大な支障を生じさせる地中障害物が発見されたときは、乙は前条第2項の報告書にその旨を記載して甲に報告したうえ、甲とその撤去・処分等に関し協議しなければならない。

- 2 甲は、前項の協議を踏まえ、乙が行う前項の地中障害物の撤去・処分に係る費用を合理的な範囲で負担する。
- 3 甲は、前条第2項の報告書に記載のない本条第1項の地中障害物（乙が前条第1項の調査等の全部又は一部を実施しなかったために判明しなかった場合を含む。以下、同様。）については、何ら責任を負わない。ただし、前条第2項の報告書に記載されなかった本

条第 1 項の地中障害物が、前条第 1 項の調査等が必要かつ十分なものであり、当該調査等に何ら不備や誤謬がないにもかかわらず発見できなかったものであることを乙が証明することができたときは、第 1 項及び第 2 項を準用する。

(土壌汚染に関する特則)

第 10 条 第 8 条第 3 項に関わらず、第 8 条第 1 項の調査等により、法定の基準値を超える物質の存在が確認されたときは、乙は同条第 2 項の報告書にその旨を記載して甲に報告したうえ、甲とその対策に関し協議しなければならない。

2 甲は、前項の協議を踏まえ、乙が行う前項の土壌汚染対策に係る費用を合理的な範囲で負担する。

3 事業用地に関し、本協定締結後の法令等の改正等により、新たに土壌汚染に関する調査及び対策を実施する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、その方法及び費用負担について決定することとする。

(甲への提出書類)

第 11 条 乙又は乙の構成法人は、公共施設を整備するにあたり、次の各号に掲げる書類を、それぞれに定める時期に、甲に提出しなければならない。

(1) 着手届 整備工事に着手した日から 10 日以内

(2) 完成届 整備工事が完成したとき

(4) その他甲が必要とする書類 随時

2 甲は、前項各号の書類の提出を受けたときは、乙又は乙の構成法人に説明を求め、また必要に応じて協議することができるものとする。

(報告義務等)

第 12 条 甲は、乙又は乙の構成法人による公共施設整備事業の実施にあたり、乙又は乙の構成法人に対して必要な報告又は資料の提出を求め、現地を調査することができる。

(対価の支払い)

第 13 条 公共施設整備事業に係る対価は、金●円（消費税及び地方消費税別途）とする。内訳は以下のとおりとする。

(1) 南海堺市駅方面から大浜公園へ円滑にアクセスできる歩行者動線の一部となる歩行者通路の整備費 金●円

(2) 施設用地と堺旧港との間に位置する市道（大浜北町 6 号線・11 号線）を跨ぎ堺旧港護岸を結ぶ連絡橋の整備費用 金●円

このうち、護岸側支柱用地の整備費 金●円

(3) 施設用地に接する市道（大浜北町 6 号線・8 号線・11 号線）について、道路及び歩道の整備費 金●円

(4) 隣接民有地周辺の広場状緑地、国道 26 号沿道の緩衝緑地及び府道堺港線沿いの緩衝緑地を連担させた緑地の整備費 金●円

(5) 施設用地内にあるアスファルト舗装等の地上に残存するすべての既存構造物の撤去

費 金●円

(6) 国道 26 号から市道大浜北町 6 号線に降りるための既存階段の改良費 金●円

(7) 公共下水道の整備費 金●円

(8) 第 1 号から第 7 号までの工事の工事監理費 金●円

2 甲は、乙に対し、前項第 1 号ないし第 7 号の工事の全部又は一部が完成し、工事請負契約条項第 30 条に従いその引き渡しを受けたときは、工事請負契約条項第 31 条に従い、成果物の引き渡しを受けた工事に係る前項の対価の額に本協定締結時の税率による消費税及び地方消費税額相当額を加えた額を支払う。

3 甲は、乙に対し、乙が第 1 条第 8 号の工事監理業務が完了し、甲が公共施設整備事業に係る工事のすべてについて前項に基づく引き渡しを受けたときは、工事監理業務委託契約条項第 25 条及び第 26 条に従い、第 1 条第 8 号の対価の額に本協定締結時の税率による消費税及び地方消費税額相当額を加えた額を支払う。

(優先関係及び解釈等)

第 14 条 甲と乙は、本事業につき、基本協定と共に本協定、事業用定期借地権設定契約、選定委員会が要望し乙が了承した事項、募集要項等、募集要項等に関する質問回答（その後の変更を含む）及び事業提案書等記載事項はすべて甲乙間の契約内容となることを確認する。

2 前項の事項を記載した書類等並びに業務委託契約条項、工事請負契約条項及び工事監理業務委託契約条項の間に記載の矛盾、齟齬がある場合、基本協定（本協定又は事業用定期借地権設定契約の締結後は、本協定及び事業用定期借地権設定契約を含む。）に規定した事項、選定委員会が要望し乙が了承した事項、募集要項等に対する質問回答、募集要項等、工事請負契約条項、業務委託契約条項、工事監理業務委託契約条項、事業提案書等の記載事項の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書等の記載事項と事業提案書等に優先する前項の事項を記載した書類の間に矛盾、齟齬がある場合で、事業提案書等に記載された性能又は水準が、その余の書類に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で事業提案書等の記載がその余の書類の記載に優先するものとする。

3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、事業提案書等の内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲は乙と協議の上で、その記載内容に関する事項を決定する。

(協議)

第 15 条 甲及び乙は、本協定につき疑義が生じた場合、誠意をもって協議により解決するものとする。

(法令の順守)

第 16 条 乙及び乙の構成法人は、公共施設整備事業を実施するに当たり、関係法令を遵守しなければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 17 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲と乙は、以上のとおり合意し、その事実を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、甲と乙の代表企業が各1通を保有する。

平成29年●●月●●日

甲 住 所  
名 称  
代表者

乙  
代表企業：

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社●●●  
●●● ●●●

構成法人：

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社●●●  
●●● ●●●